

【長崎県内における課税免除等指定区域一覧表】

対象地区 市町名	旧過疎地区	新過疎地区	離島地区	半島地区
(市) 13市				
長崎市	旧伊王島町 旧高島町 旧野母崎町 旧外海町 の区域	旧香焼町 旧伊王島町 旧高島町 旧野母崎町 旧外海町 旧三和町 ※2 (R4.4.1~) の区域	高島 池島	旧野母崎町 旧三和町 旧外海町 旧琴海町 の区域
佐世保市	旧吉井町 旧世知原町 旧宇久町 旧小佐々町 旧江迎町 旧鹿町町 の区域	旧吉井町 旧世知原町 旧宇久町 旧小佐々町 旧江迎町 旧鹿町町 の区域	宇久島 寺島 黒島 高島	旧吉井町 旧世知原町 旧小佐々町 旧江迎町 旧鹿町町 及び浅子地区
島原市	○	○		○
諫早市		旧小長井町 の区域		旧森山町 の区域
大村市				
平戸市	○	○ ※1	大島 度島 高島	旧平戸市 旧生月町 旧田平町 の区域
松浦市	○	○	黒島、青 島、飛島	○
対馬市	○	○	対馬島、海栗島、 泊島、赤島、 沖ノ島、島山島	
壱岐市	○	○	壱岐島、若宮島、 原島、長島、大島	
五島市	○	○	福江島、奈留島、久賀 島、花島、前島、黄 島、赤島、黒島、嵯峨 島、巖小島、島山島	

対象地区 市町名	旧過疎地区	新過疎地区	離島地区	半島地区
西海市	○	○	江島 平島 松島	○
雲仙市	旧千々石町 旧小浜町 旧南串山町 の区域	○		○
南島原市	○	○		○
(西彼杵郡) 2町				
長与町				
時津町				
(東彼杵郡) 3町				
東彼杵町		○ ※2 (R4.4.1~)		
川棚町				
波佐見町				
(北松浦郡) 2町				
小値賀町	○	○	六島、野崎島、 納島、小値賀島、 黒島、大島、斑島	
佐々町				○
(南松浦郡) 1町				
新上五島町	○	○	中瀬島、頭ヶ島、桐ノ 小島、若松島、日ノ 島、有福島、漁生浦島	
県計		13市8町		

※過疎地区の持続的発展の支援に関する特別措置法（新過疎地区）については、令和3年4月1日以降に設備を取得し事業の用に供したものが対象となります。

※1 平戸市については、市の条例等の適用日が異なっていることから、「産業振興機械等の取得等にかかる確認」により、市の産業振興促進計画に適合している旨の市発行の証明を受けることができるか確認してください。

※2 長崎市（旧三和町）、東彼杵町については、令和4年4月1日付けで新過疎地区に指定されました。